

議案第 2 号

加西市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年2月26日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和 54 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 2 中	2 F	9.00～12.00	900	を
		13.00～17.00	1,100	
		18.00～22.00	1,300	
	視聴覚室（学習室）間仕切使用 1 / 2 室	9.00～17.00	1,700	
		13.00～22.00	2,200	
		9.00～22.00	2,900	

」

「

2 F 視聴覚室（学習室）間仕切使用 1 / 2 室	9.00～12.00	900	に改める。
	13.00～17.00	1,100	
	18.00～22.00	1,300	
	9.00～17.00	1,700	
	13.00～22.00	2,200	
	9.00～22.00	2,900	
2 F 小会議室	9.00～12.00	500	
	13.00～17.00	700	
	18.00～22.00	900	
	9.00～17.00	1,200	
	13.00～22.00	1,500	
	9.00～22.00	2,000	

」

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(審議資料)

加西市民会館コミュニティセンターに新たに会議室を設置するため、加西市公共料金問題審議会の答申を受け、使用料を設定することについて、所要の改正を行うもの。

【概要】

区分	使用時間	使用料
2 F	9.00～12.00	500 円
	13.00～17.00	700 円
	18.00～22.00	900 円
小会議室	9.00～17.00	1,200 円
	13.00～22.00	1,500 円
	9.00～22.00	2,000 円